

(大阪航空局)
松山空港事務所

〒791－8042 松山市南吉田町

TEL (089) 972－0319 FAX (089) 973－1056

(ホームページアドレス) <http://ocab.mlit.go.jp/top/>

〔組織及び職員数〕

(大阪航空局)



松山空港事務所

(職員数38人)

総 務 課
環境・地域振興課
施設運用管理官
航空管制運航情報官
航空管制官
航空管制技術官

設 置 根 拠	国土交通省設置法第39条第1項、地方航空局組織規則第35条及び36条
所 掌 事 務	空港の管理運用、航空機の運航の監督、航空交通管制等の航空保安業務及び航空保安施設等の保守業務に関すること 航空機操縦練習許可、空港周辺対策その他空港関連業務等に関すること
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：大阪航空局 総務課 専門官 TEL (06) 6949－6211（代表）（内5008） （注）松山空港事務所に関する情報の開示請求等は、大阪航空局の上記窓口で受け付けています。
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	松山空港障害物件（航空法第49条に係る物件）に係る照会 内容：飛行場の進入表面、転移表面、水平表面の上に出る高さとなる可能性がある（飛行機の進入に障害となるおそれがある）建造物、植栽等する場合の照会 担当：総務課 TEL (089) 972－0319